

新型コロナウイルス感染症の発症から再登校までの流れ

富士市教育委員会 R5年5月～

感染拡大を防ぐために、以下の事をお願いいたします。

1 新型コロナウイルス感染症様症状発症

医療機関を受診又は検査キットで検査



2 新型コロナウイルス感染症と診断（判定）されたら、学校に「新型コロナウイルス感染症」で欠席することを連絡してください。

登校基準について学校から説明します。

「新型コロナウイルス感染症経過報告書」の記入をお願いいたします。



書式は学校よりもらうか市または学校のウェブサイトよりダウンロードできます。（医療機関にはありません）

◎新型コロナウイルス感染症経過報告書下段の体温記録表に記録をお願いします。

3 自宅安静

発熱していないなくても、健康観察のため、発症日からの体温を午前と午後測り、「体温記録表」に記入してください。



☆発症日・・・新型コロナ感染症の諸症状が出始めた日。

「発症日0日目」です。

☆登校可能日・・・症状が出た翌日から5日かつ＊症状が軽快した翌日までは休みです

*症状が軽快とは解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

4 新型コロナウイルス感染症経過報告書をもって登校

登校可能日、保護者氏名、登校時緊急連絡先を記入し、登校してください。



発症から10日を経過するまでは、マスクの着用のご協力をお願いします。

5 児童生徒は登校したら「新型コロナウイルス感染症経過報告書」を提出する

担任の先生に「新型コロナウイルス感染症経過報告書」を出してください。

登校してもまだ具合が悪そうな場合は、学校から「登校時緊急連絡先」に連絡をしますので、お迎えをお願いします。